

# 条 例 見 直 し 調 書

作成年度

平成 20 年度

条 例 名	神奈川県恩給条例		
条 例 番 号	昭和32年神奈川県条例第40号	法 規 集	第 2 編 第 12 章 第 3 節
所 管 部 局 室 課	総務部給与厚生課		
条 例 の 概 要	昭和37年11月30日以前に退職した吏員等に対する恩給支給について必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性  （現在でも必要な条例か。）	昭和37年11月30日以前に退職した恩給法が準用されない吏員等を対象とし、恩給法に準じて、支給要件等必要な事項を定めたものであり、条例は必要である。	条例対象者 (各年度4月支給期) 平成20年度 21名 平成19年度 26名 平成18年度 28名
	有効性  （現行の内容で課題が解決できるか。）	恩給は、退職や死亡後における公務員又はその遺族の生活安定と福祉の向上に寄与しており、有効な制度である。	
	効率性  （現行の内容で効率的といえるか。）	恩給の支給要件及び支給金額等については、恩給法に準じており、効率的な規定となっている。	
	基本方針適合性  （県政の基本的な方針に適合している）	恩給法に基づき、支給要件等必要な事項を定めたものであり、県の基本方針と齟齬をきたすものではない。	
	適法性  （憲法、法令に抵触しないか。）	恩給法の規定に基づく内容を定めており、憲法、法令に抵触しないものである。	
その他			
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>